

手続きの流れと申請書類

1. 工事完了＝機器設置日（太陽光発電システムについては電力受給開始日）

＜提出書類＞

＜各機器共通＞

- ①補助金等交付申請書
- ②機器設置報告書兼同意書
- ③市税完納証明申請書（コピーは不可）
 - 発行日から3か月以内のもの
- ④機器の設置状況を確認できる写真（カラー）
 - 建物への設置状況が確認できる機器全体の写真と機器本体に貼付されている型式が確認できる写真
 - 太陽光発電システムの場合は、太陽光発電モジュール（枚数が確認できるもの）とパワーコンディショナーの写真
- ⑤機器の設置費が確認できる書類の写し（領収書又は契約書等）
 - 対象機器に係る経費の記載がない場合は、別途内訳書等を添付
- ⑥機器の規格、構造等が分かるパンフレット等（写しも可）
 - 太陽光発電システムの場合は、太陽光発電モジュールとパワーコンディショナーの両方
- ⑦機器を設置する住宅の位置図（住宅地図）
- ⑧口座振替依頼書（金融機関の通帳の写しを添付）
- ⑨住民票（コピーは不可）
 - 機器が設置された住宅への居住が確認できるもの
 - 発行日から3か月以内のもの
 - マイナンバーが記載されていないもの
- ⑩住宅所有者の機器設置に係る承諾書
 - 当該住宅の所有権を有しない占有者が申請をする場合のみ添付
- ⑪その他市長が必要と認める書類

＜太陽光発電システム＞

- ⑫電力受給開始日が確認できる書類の写し（電力受給契約確認書等）
 - 内訳書がある場合（パワーコンディショナーが2台以上の場合等）は内訳書も添付

＜定置用リチウムイオン蓄電システム＞

- ⑬太陽光発電システムを設置していることが確認できる書類の写し
 - 電力受給契約確認書等
- ⑭太陽光発電システムの設置が確認できる住宅全体の写真（カラー）

2. 申請

3. 交付決定

⇒ 「補助金等決定通知書」を市から申請者に送付

4. 交付請求

＜提出書類＞

- ⑮補助金等交付請求書（申請時に預かることも可）

5. 補助金振込

⇒ 補助金等交付請求書の受理日から、おおよそ1か月後に補助金振込

特記事項

- 複数機器を同時に申請する場合は、機器別に提出書類一式を提出してください。その際、内容の重複する書類（住民票等）は、原本のほかコピーを1部提出することが可能です。
- 書類に不備がある場合は、申請書を受理することができませんのでご注意ください。